

図書館の在り方について

生涯学習センター市立図書館は、平成4年6月1日に開館し、本年 30 周年の記念の年を迎えている。

現在、図書館資料の蔵書は約 11.8 万冊(図書 109,526 冊、DVD 等視聴覚資料 1,452 冊、雑誌 7,067 冊)、令和 3 年度中の貸出冊数は 98,308 冊。

(1)図書館の運営について(現在の状況)

図書館の運営は、図書館法(第3条)に規定される、図書館奉仕のために地域の事情・市民の希望に沿い、学校教育の援助及び家庭教育の向上に資することに留意した円滑な運営に努めている。

また、図書館運営方針において、市民の生涯学習の拠点として、図書の充実、資料の収集・整備に努め、生涯学習を支援するため創意ある運営に努めるなどの、方針・目標ならびに事業概要を定めている。

このことより、図書の閲覧や貸出・予約・他館からの取り寄せ、レファレンス(読書相談)のほか、次のような事業を行っている。

(1)3階 視聴覚室でのイベント	
製本講座	第3・4土曜日
読み聞かせ	第2火曜日
読み聞かせとお口の体操	第1木曜日
英語による絵本の読み聞かせ教室	第3日曜日
川柳教室	第1土曜日
大人の折り紙教室	第2木曜日
アートセッション	第4日曜日
子ども1日図書館員	年1回
親子折り紙教室	年2回
(2)その他	
図書館で楽しむふれあいコンサート(図書館休館日に図書閲覧室を利用したミニコンサート)	不定期
ブックスタート(絵本の贈呈と読み聞かせ)	毎月1回(保健センターでの1歳6か月健診)
配本事業(市内の個人宅、団体、学校、学童保育クラブへ定期的に本を選書し配本)	毎月1回
コーナー展示(話題の本やシニア向け・児童向けなどテーマ別に本を選書しコーナー展示する)	随時更新

(2) 現在取り組んでいる施策

① 徳島東部圏域における図書館の相互利用

徳島市を中心とする近隣12市町村(徳島市・小松島市・勝浦町・上勝町・佐那河内村・石井町・神山町・松茂町・北島町・藍住町・板野町・上板町)で構成される「徳島東部地域定住自立圏共生ビジョン」(計画)があり、将来人口を維持することを目標として、それぞれの地域が有する豊かな自然環境の保全及び、歴史や文化の保存・継承を図りながら、圏域の魅力向上と一体感の醸成に向け、それぞれが役割を果たしていくものとされている。

この中の取り組みのひとつである「公共施設の広域利用」の中に「圏域内図書館相互利用事業」があり、現在は徳島市・石井町・北島町・藍住町の4市町が参加しているが、小松島市も参入させていただけるように5月より中心市である徳島市との協議を行い、その後、8月と12月に連携市町の担当者部会を重ね、12月定例会議に議案「定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書」を提出している。

全ての手続きが完了した後、来年、令和5年1月1日より小松島市・徳島市・藍住町・北島町・石井町、それぞれに在住している方が、この区域にある公立図書館で図書の出借等を相互利用できるようになる。(石井町は図書室のため貸出しは出来ない。)

<利用できる図書館>

徳島市	徳島市立図書館 自動車文庫「いずみ号」
北島町	北島町立図書館
藍住町	藍住町立図書館
小松島市	生涯学習センター小松島市立図書館

② 指定管理者の導入

指定管理者とは、地方公共団体が、公の施設の管理を行わせるために、期間を定めて指定する団体であり、民間のノウハウを活用しつつ、サービスの向上と経費の節減等を図ることが期待されている。

開館30周年を迎え、小松島市でも導入に向け、調査・研究を進めている。

●指定管理制度導入状況

① 全国の導入状況

全国公立図書館数:3,297 館 うち指定管理者制度導入館 632 館 導入率 19.2%

(2020年度実績 公益社団法人日本図書館協会調べ)

③ 徳島県内市町村の導入状況

徳島県内図書館数:28館 → 下記8館 導入率 28.6%

徳島市、阿波市(4館)、美馬市、吉野川市 【(株)図書館流通センター】

那賀町 【株式会社 Wood Head】

●小松島市における導入についての検討

人件費：現状では館長および司書全員、会計年度任用職員のため、人件費はすでに安価であるため、導入の際には高額となってしまう。

(現在は館長1名・司書6名・管理人1名の運営体制であるが、適正であるか検証が必要)

サービス面：開館時間の延長や施設管理にも対応することができ、生涯学習センター3階(旧生涯学習課執務室・視聴覚室)を将来、貸会議室・自習室とした場合でも管理を委託することができる。

また、ステーションパーク改修計画において、(仮)テラス席へのカフェスペース設置への対応も可能である。図書費の充実は不可欠。

(3)現在及び将来において検討している計画・課題

① 本港地区活性化基本計画

小松島市第6次総合計画後期計画に掲げる『目標とする都市像“小松島市に住みたい、働きたい、安心して子育てができる「未来へ輝く」まちづくり”の実現に向けて、小松島本港地区及び中心市街地の公共空間、ならびに徳島赤十字病院や福祉施設などを含めた地域について、様々な資源を再生するとともに、新たな魅力を発掘し、その魅力を顕在化、向上を図り、若者・子育て世代が暮らしやすく、あらゆる世代がつながり、定住人口の増加、交流人口の増大につなげるための基本的な構想及び施設改修の基本計画を策定する。

・10月11日	みなとまちづくり計画検討会議	第1回有識者会議
・10月28日	//	第1回ワークショップ
・12月19日(予定)	//	第2回有識者会議
・12月26日(予定)	//	第2回ワークショップ

「小松島市第6次総合計画」、「小松島市 まち・ひと・しごと創生総合戦略(第二期計画)」等の上位計画・関連計画との整合性を保ちつつ、図書館を含め、ステーションパーク、みなと交流センターkocolo など本港地区を一体的に捉えた基本構想・施設改修を行う。

② 図書館を含めた都市公園におけるステーションパーク改修計画

国の補助金「社会資本整備総合交付金(都市公園事業)」の申請を担当課により進めている。

事業計画の一部に、ステーションパークと図書館との一体的整備として、公園施設内に図書館に接続した読書スペースを整備する。

採択の際には、令和5年度に基本計画を策定し、令和6年度中に工事を行う。

③ 図書購入費予算の確保・充実

令和4年度図書購入費は250万円である。(R3:200万円、R2:250万円)

参考：徳島市3,510、鳴門市840、阿南市1,100、吉野川市1,430、阿波市1,100、美馬市475、三好市620 (単位：万円)

<小松島市除く7市平均 R4:約1,296、R3:1,301、R2:1,351>

参考

図書館法 <抜粋>

(図書館奉仕)第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。)を含む。以下「図書館資料」という。)を収集し、一般公衆の利用に供すること。

二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。

四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。

六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。

七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。

八 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

(入館料等)第十七条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

地方自治法 <抜粋>

第二百四十四条の二

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

小松島市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例 <抜粋>

(趣旨)第1条 この条例は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、小松島市が設置する公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(選定方法等)第4条 市長等は、前条の規定に基づく申込書等の提出があつたときは、次に掲げる選定の基準に照らし総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

(1) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。

(2) 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。

(3) 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(4) 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。

(5) その他市長等が別に定める事項